

昭和三十七年五月四日受領
答弁第五号

(質問の五)

内閣衆質四〇第五号

昭和三十七年五月四日

内閣総理大臣 池田 勇 人

衆議院議長 清瀬 一郎 殿

衆議院議員栗原俊夫君提出利根川水系下久保ダム建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員栗原俊夫君提出利根川水系下久保ダム建設に関する質問に対する答弁書

一 水資源開発公団が下久保ダムの建設を行なうこととなったときは、下久保ダム建設事業に関し、国が有する権利及び義務は、水資源開発公団法第二十条の二に基づいて公団が承継することとなっているので、十分検討の上措置いたしたい。

二 地元関係者各位の御要望の趣旨については、一応うけたまわってはいるが、この件については今後の補償交渉の過程を通じて、具体の補償項目に反映できるものについては極力考慮することといたしたい。

三及び五 話合いによる補償問題の円満な解決ということを第一義として、極力水没関係者各位の趣旨に副うよう努力して参りたい。

四 水没地の補償は、その土地の立地条件その他によつて差異の生ずるものであるが、話合いの

過程を通じて実態に則した補償がなされるよう十分考慮することといたしたい。

右答弁する。